

公益社団法人鳥取県シルバー人材センター連合会

令和 8 年度事業計画

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

I 現状認識

シルバー事業を持続的に発展させていくためには、組織の活性化が前提であり、そのための最も重要な指標が会員数である。令和 7 年度から令和 1 2 年度を期間とする「新たな仲間づくり計画～10 万人の増加を目指して！～」が策定され、当該計画を事業運営の基本に据え、会員の増加と仕事量の増加を、シルバー事業の好循環のための両輪としていくことが何より重要である。

全国的の会員数は対前年比では微増であるが、本県においては対前年比では大きく減少している。このため、令和 7 年度から令和 1 2 年までを期間とする「新たな仲間づくり計画」に基づき、センター及び連合会が一体となり、全シ協と連携して会員増加を実現する取組をより一層推進する。

一方、企業等の雇用労働者は、国の施策として 70 歳までは就業機会を提供する施策が進められている影響で、60 歳代のシルバー人材センターへの新規入会者が激減している。このため会員の高齢化が進み、会員と就業とのミスマッチという課題に直面している。

また、シルバー事業の運営面では、令和 5 年 10 月に施行された「消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）」、令和 6 年 1 1 月に施行された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス法）」の順守と、同法の趣旨を踏まえて厚生労働省から方針が示されている「新たな契約方法」への移行など課題が山積している。

II 事業実施計画

1 安全・適正就業推進事業

「安全は全てに優先する」を基本理念に、県内全域で安全就業対策を確実かつ効果的に実施するため、安全就業対策推進計画を策定し各種事業を展開す

る。また、安全就業の推進に係る指導、助言、研修、情報提供等を行うとともに、各センターと連携し会員の安全意識の醸成と啓発活動を進める。事故数の減と重篤事故ゼロを目標とする。

具体的な内容は以下のとおりである。

- (1) 安全・適正就業推進研修会の開催(7月24日(金))
 - ア 安全・適正就業の推進
 - イ 安全・適正就業の事例・体験発表
- (2) 安全就業強化月間の設定(7月)と啓発強化
- (3) 安全就業団体の表彰(7月24日(金))
- (4) 安全・適正就業指導者会議及び安全パトロール担当者会議の開催(4月)
- (5) 安全・適正就業パトロールの実施(7月～10月)
- (6) 安全・適正就業推進委員会の開催(4月・7月・2月)
- (7) 安全・適正就業講習会の開催(11月上旬に3箇所)
- (8) 事故状況の収集とその分析及び情報提供
- (9) 「適正就業ガイドライン」に添った業務運営
- (10) 認知症に関する正しい知識及び認知機能が低下した会員に関する理解の促進等
 - 11月に開催する安全・適正就業講習会において研修を受ける(11月に3箇所において実施する)

2 会員及び就業機会の確保

(1) 会員拡大の取組

従来から継続している連合会における具体的な内容は、以下のとおりである。

- ア 連合会機関誌(会報鳥取)の発行
- イ シルバー事業普及啓発促進月間の活用(10月)
- ウ ポスター、各種普及啓発用リーフレットの作成・配布
- エ 改正高齢法39条の業務拡大を活用した会員の確保
- オ 高齢者活躍人材確保育成事業と連携した会員の確保

(2) 就業機会の拡大

高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与するため、県内全域でシルバー事業を展開し、高齢者

が県内いずれの地域でも自らの能力や希望に応じた就業機会を享受できるように就業分野の開拓・拡大に係る指導・助言、情報提供を行う。

具体的な内容は以下のとおりである。

ア 就業機会開発推進委員会の開催

イ 就業開拓推進員の配置（月１０日勤務）

ウ ホワイトカラー就業機会開発員の配置（月１０日勤務）

（３）「新たな仲間づくり計画」の推進

令和７年度から令和１２年までを期間とする「新たな仲間づくり計画」に基づき、センター及び連合会が一体となり、全シ協と連携して会員増加を実現する取組を推進する。

- ① 拠点センター単位で設定した純増目標数の達成
- ② 現状認識を踏まえた重点取組目標の設定
- ③ PDCA サイクルによる進捗管理の徹底
- ④ センター未設置の市町村に対するセンター設置の働きかけ

（４）女性会員拡大に主眼を置いた取組（高齢者活躍人材確保育成事業の活用）

高齢者人口の男女比率に鑑みて相当の伸びしろが見込まれる女性会員について、積極的な取り込みを図る。女性会員が増加することにより、多士済々な会員同士の交流による活性化、新たな職域の開拓、従来のシルバー人材センターのイメージからの転換など様々な効果が期待できる。

- ① 女性向けの広報や女性になじみやすい仕事の確保を組織的に検討する。
- ② 女性に特化した入会説明会の実施
- ③ 福祉家事援助サービス、子育て支援など就業経験が乏しい女性にも馴染みやすい仕事の確保、提供
- ④ 小物づくり、食品加工など女性に人気の職種を含む独自事業の実施
- ⑤ 茶話会、ビューティー講座、健康体操等女性に好まれるイベントの実施

３ 交流・研修事業

シルバー事業の理念への理解や事業活動の充実・発展を図るため役職員及び会員を対象として資質の向上と知識の高揚を図るため会議・研修会を開催し、積極的に参加する。

具体的な内容は以下のとおりである。

（１）中国ブロックシルバー人材センター協議会 会長・事務局長会議

(山口県)

(4月)

(2) 中国ブロックシルバー人材センター協議会 役職員研修会

(山口県)

(10月)

(3) 中国ブロックシルバー人材センター協議会

事務局長・経理担当者意見交換会 (島根県) (未定)

(4) 経験交流大会 (11月27日)(金)(倉吉体育文化会館大研修室)

4 シルバー労働者派遣事業

シルバー派遣事業の事業主体として、県内各実施事務所(各シルバー人材センター)と連携し、高齢法並びに労働者派遣法等の関係法令に則し適切に推進する。改正高齢法39条に基づく業務拡大により派遣先企業等の開拓、派遣会員の希望業種、職種の把握を行う。地域経済を支える側面から、人手不足となっている企業等への派遣も進める。

このため、国が設計した「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」を活用したシルバー派遣事業の推進を図る。

受託事業では対応が困難な仕事について、積極的に派遣事業として会員の就業機会を確保する。

また、これまでのシルバー事業における伝統的な仕事以外の職域に進出する上で、派遣事業がより大きな可能性を秘めていることから、会員の就業ニーズを踏まえた確保すべき仕事の検討、当該仕事確保のため経済団体、業種別団体への働きかけ等派遣事業の拡大に向けた取組を行う。

具体的な内容は以下のとおりである。

(1) 派遣事業の適正な実施の指導

(2) 派遣事業実施事務所との連携による適正な事業運営

(3) 派遣事業運営委員会の開催

(4) 派遣元責任者講習会への参加

(5) 派遣労働会員に対して適切かつ効果的な教育訓練を実施する。

(6) 派遣労働会員が安全かつ健康的に働けるよう、適切かつ効果的な衛生教育を推進する。

(7) 派遣事業の周知・啓発リーフレットの作成・配布

5 有料職業紹介事業

臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者を対象に実施事務所を通じて有料の職業紹介による就業機会の提供を行うとともに求人事業所や求職者の広域調整、県内全域の有料職業紹介事業に係る統括管理を行い法令遵守による適正な有料職業紹介事業を行う。

具体的な内容は以下のとおりである。

- (1) 職業紹介事業の適正な実施の指導
- (2) 職業紹介事業実施事務所との連携による適正な事業運営
- (3) 職業紹介責任者講習会への参加

6 福祉・家事援助サービス事業

各シルバー人材センターが実施している介護周辺業務をはじめとする生活支援サービスは、少子高齢化が急速に進展する中であって、今後ますます増加するものと予想される。

このため、シルバー派遣事業による保育・介護等新たな就業分野への取組などを踏まえ、会員の確保及び女性会員の就業機会創出を通じて本事業の底上げを図る。

具体的な内容は以下のとおりである。

- (1) 福祉・家事援助サービス担当者会議への参加
- (2) 「福祉・家事援助サービス事業の手引」を活用した事業展開
- (3) 普及啓発

本事業の広報リーフレットの作成等により啓発・情報提供

7 指導・相談事業

高齢者や地域社会のニーズに的確に対応するセンターの事業展開を支援するため、指導・助言・情報提供を行うとともに、センター役職員の資質の向上を図るため研修会等を行う。

具体的な内容は以下のとおりである。

- (1) 定期指導

「令和8年度シルバー人材センター事業指導事業実施要綱、実施要領」に基づく「シルバー人材センター指導マニュアル」による指導

(令和8年度は、米子広域、境港市各シルバー人材センターが指導対象

センター)

- (2) 事業を円滑に推進するための全国及び県内の情報収集・提供
- (3) 事業推進に係る事務処理及び会計・経理処理の研修会の開催及び指導
- (4) 事業推進のためセンターが抱える業務を中心とした研修会の開催
- (5) 公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会主催の会議、研修会への参加

8 普及啓発事業

シルバー人材センター事業の目的や内容を県民各界・各層に広く周知し、理解を深めるため、あらゆる機会を捉えて広報に努める。特に10月の普及啓発促進月間には、地域社会・住民とふれあう機会を設定し周知・広報を行う。具体的な内容は以下のとおりである。

- (1) 普及啓発促進月間の(10月)の実施
- (2) 就業開拓推進員及びホワイトカラー就業機会開発員により企業等訪問での周知
- (3) 年間を通じた広報活動の推進

9 高齢者活躍人材確保育成事業

鳥取県内では、人口減少等により業界全般で人手不足や現役世代を支える分野での担い手確保が課題となっていることから、当該分野における高齢者の就業促進が急務で、シルバー人材センターの役割はますます重要となっている。

本事業では、高齢者及び事業所等に対して、シルバー人材センターについて実効が上がる幅広い周知・広報を実施するとともに、就業体験や技能講習により高齢者が不安なく自信を持って就業できるよう必要な知識・技能の習得に努めるとともに、女性に人気があるミナー等を開催し、女性会員の増加を目指す。

また、各商工団体等と連携し、新たにシルバーを活用する事業所等の増加を図る。

10 シルバー事業を取り巻く新しい制度に対する対応

- (1) 消費税における適格請求書保存方式への対応については、インボイス制度の施行後も、業務の効率化や経過措置期間に応じた料金の設定等を通して、安定的な事業運営を図るよう促す。

(2) 政省令・ガイドラインに則って、フリーランス新法が規定する就業条件明示等の確実な履行を促進する。

また、就業条件の明示を履行する上で最も簡便かつ迅速な方法はデジタル化であるため、業務のデジタル化を促進する。

(3) 令和7年4月に公益法人制度が改正された。さらに情報収集・提供に努め改正の趣旨に沿った適切な対応策を確実かつ速やかに講ずるよう促す。

(4) 雇用保険法等の一部改正による雇用保険適用対象者拡大への対応

雇用保険法の一部改正により令和10年10月1日から雇用保険の適用対象者が拡大されることとなり、シルバー派遣会員の雇用保険適用も相当数増加することが見込まれるため、施行後に各手続等に適切に対応できるよう準備を進める。

11 関係団体との連携

全シ協、鳥取労働局及び鳥取県並びに関係する行政機関や諸団体との連携・協力に努めながらシルバー人材センター事業の効果的な運営を図る。